

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

 (特定認定長期優良住宅又は認定低酸素住宅以外)

 (a) 新築されたもの

 (b) 建築後使用されたことのないもの

 特定認定長期優良住宅

 (c) 新築されたもの

 (d) 建築後使用されたことのないもの

 認定低炭素住宅

 (e) 新築されたもの

 (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋 [令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 }] がこの規定に
該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	

令和 年 月 日

中野市長 湯本 隆英